

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・環境負荷の少ない商品・サービスの創出や、環境配慮に取り組んでいるお取引先、組織、コミュニティとの連携を通し、環境負荷軽減への貢献に取り組む。
- ・地域、生産者、自治体など取引先の皆様と連携し、地域の產品を積極的に発掘するとともに、地域の產品を使用した商品の開発・販売などを通じて、多様な価値の創造に取り組み、地域の発展に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社が事業活動を行う上で、地域環境の良化と、安全・安心で信頼のおける商品・サービスの提供を両立することが必須と考えています。商品流通過程での環境負荷の軽減、当社運営施設における省エネルギー環境の維持・向上、適切な労働環境の確保、公正取引の推進、顧客への新しい体験価値の継続的提供に向け、お取引先との共存共栄を図ってまいります。

2024年10月25日
(2026年1月1日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社JR東海リテイリング・プラス 代表取締役社長 小林 創